復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!





主な内容

特集

平成27年4月から介護保険制度と介護保険料が見直されます 2 子育て支援のための「七ヶ浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。8

町内の話題 ズームアップ

町内中学校で卒業式12シリーズ
心と体の健康シリーズ14

特集

七ヶ浜町町民バス「ぐるりんこ」路線変更のお知らせ(平成27年4月1日から)16ふれ愛くらぶ20復興だよりNo.2922

暮らしアラカルト 27

七ヶ浜町の旬の味覚をお届けします ほか 36

笹山地区高台住宅団地造成工事が完了

町内最大の笹山地区高台住宅団地の造成工事が3月末で完了しました。これで町内5地区全ての高台住宅団地の造成工事が完了し、今月から住宅の建設が始まります。

2015 **4** vol.522 広報しちがはま

七ヶ浜町ウェブサイト

http://www.shichigahama.com

★電子メールでのお問い合わせはこちらから!



成27年8月から

【表1】介護保険制度改正のポイント

1.サービス付き高齢者向け住宅も住所地特例が適用されました

介護保険制度では、住所地の介護保険の被保険者となるのが原則ですが、特例として住所地特例 対象施設に住所を移した方については、施設入所前の市町村の被保険者となります。これまでサー ビス付き高齢者向け住宅は対象外でしたが、平成27年4月以降の入所者から住所地特例の対象と なります。

2.特別養護老人ホームの入所基準が変わりました

特別養護老人ホームへの新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象 となりました。

ただし、要介護1・2の方について、やむを得ない事情により特養以外で の生活が著しく困難であると市町村が認める場合には、特例として入所でき ます。また、既に入所している要介護1・2の方は引き続き入所できます。

- ※入所後に要介護1、2の状態に改善した場合でも、やむを得ない事情があ れば引き続き入所できる経過措置が設けられています。
- ※施設への入所については、国から示された基準に従い各施設において適切 に運営されています。



3.一定以上の所得のある方は利用者負担が2割負担になります

一定以上の所得のある方がサービスを利用したときの利用者負担が、1割から2割に変わります。 ※一定以上の所得とは、本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の年金収 入とその他の合計所得金額が、単身世帯 280 万円以上、二人以上世帯 346 万円以上ある方です。

4. 高額介護サービス費の限度額の一部が変わります

1か月ごとの利用者負担が限度額を超えたとき、申請によりその超えた額を高額介護サービス費 として払い戻しが受けられます。その限度額のうち、医療保険の現役並み所得に相当する方がいる 世帯に限定して、現行の37,200円から44,400円に引き上げられます。

※医療保険の現役並み所得とは、課税所得が145万円以上で、年収が単身世帯383万円以上、二人以 上世帯 520 万円以上の方です。

5.施設を利用する低所得者の食事・居住費の適用要件が変わります

施設入所等に係る費用のうち食事・居住費については、原則として、本人 の自己負担となりますが、低所得の方(住民税非課税世帯)は申請により食 事・居住費の一部を軽減する補足給付があります。ただし、配偶者が住民税 課税者である場合や、預貯金などが一定額を超える場合などは補足給付の対 象外となります。

※預貯金額が単身で1,000万円以上、夫婦世帯で2,000万円以上の場合は対 象外となります。



6. 小規模の通所介護が、地域密着型通所介護に移行します

通所介護(デイサービス)のうち、利用定員18人以下の小規模の通所介 護については、地域との連携とサービスの質の向上の観点から、「地域密着型 通所介護」として地域密着型サービスへ移行します。

※地域密着型サービスを利用できるのは、原則としてサービスを行う事業所 のある市町村の住民に限定されます。



年の介

額が見込まれています。
用する方が増加してい
加に伴い、サービスを利
かに伴い、サービスを利

業の円滑な運営のため、事業計画」を策定して、介護サービスの必要額を見込み、それに伴う介護給付費の必要額を算過が表別上の方護保険者を見込み、それに伴う介護給付費の必要額を算過が表別との方護保険事業計画がスタートすることから、新たな介を保険料を設定しました。 ます。

ます。

ます。

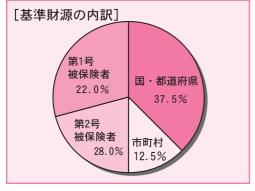
ます。 (下表をご覧ください)。 (下表をご覧ください)。 給付」と、要介護1~5 給付」などがありますの方を対象にした「介護予防を対象にした「介護予防を対象にした「介護予防を対象にした「介護予防を対象にした「介護予防を対象にした「介護の方法を対象にした「介護の方法を対象にした。 1 ・ 2 の 1 の 種類と

(※1)地域支援事業とし、自立した生活を継続の事業、包括的支援事業、任意事業から構護事業、任意事業が必要になる前から介護予防を推進し、自立した生活を継続 業を実施するものできるよう、自治

■介護予防給付(要支援1・2を対象としたサービス)■介護給付(要介護1~5を対象としたサービス)

介護予防 サービス (12種類)	介護予防訪問介護、介護予防訪問 入浴介護、介護予防訪問看護、介 護予防訪問リハビリテーション、介護予防 居宅療養管理指導、介護予防通所 介護、介護予防通所リハビリテーション、 介護予防短期入所生活介護、介護 予防短期入所療養介護(老健、病 院等)、介護予防福祉用具貸与、 特定介護予防福祉用具販売、介護 予防特定施設入居者生活介護
地域密着型介護予防サービス	介護予防小規模多機能型居宅介護、 介護予防認知症対応型通所介護、 介護予防認知症対応型共同生活介護
その他の サービス	介護予防支援計画作成、 介護予防住宅改修

居宅サービス (12種類)	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、 短期入所生活介護、短期入所療養介護(老健、病院等)、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定施設入居者生活介護
地域密着型 介護サービス	定期巡回·随時対応型訪問介護看護、 小規模多機能型居宅介護、認知症対応 型通所介護、認知症対応型共同生活介 護、地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護、地域密着型通所介護、夜 間対応型訪問介護、地域密着型特定施 設入居者生活介護、看護小規模多機能 型居宅介護
その他の サービス	居宅介護支援計画作成、住宅改修
施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施 設、介護療養型医療施設



	保険料負担割合の推移(基準負担表)							
	第1期 (H12~14年度)	第2期 (H15~17年度)	第3期 (H18~20年度)	第4期 (H21~23年度)	第5期 (H24~26年度)	第6期 (H27~29年度)		
第1号保険者	17%	18%	19%	20%	21%	22%		
第2号保険者	33%	32%	31%	30%	29%	28%		



4月からの保険料基準額は、1号被保険者の人数や介護第1号被保険者の人数や介護した結果、現在の基準額5,021円から839円引き上げ、5,1円から839円引き上げ、5,2円から839円引き上げ、5,2では、介護保険料は、被保険者の皆さんの所得金額などにより、1段階から10段階まで区分り、1段階から10段階まで区分され、それぞれの区分により、1段階から10段階は、被保険者をおい、ただく保険料の額が異なめていただく保険料の額が異なめていただく保険料の額が異なります(表2)。

月額5,860円に保険者)の保険料基準額が乗65歳以上の方(第1号被

【図1】保険料基準額の算定方法

今後3年間に見込まれる介護サービス総費用のうち、 第1号被保険者負担分(22%分) 1,132,574,000円

今後3年間に見込まれる第1号被保険者数 16,106人

÷12 $_{\tau}$ 月 = 5,860円

(円未満四捨五入)

第6期における第1号被保険者の介護保険料段階表

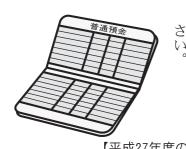
【表2】

区分	説明	保険料割合	保険料(年額)	保険料(月額)
第1段階	生活保護を受給している方及び老齢福祉年金 受給者で世帯全員が住民税非課税で、本人の 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万 円以下の方	基準額 ×0.5	35, 160円	2, 930円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得 金額と課税年金収入額の合計が80万円超120 万円以下の方	基準額 ×0.75	52, 740円	4, 395円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得 金額と課税年金収入額の合計が120万円超の 方	基準額 ×0.75	52,740円	4, 395円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本 人は住民税非課税で、本人の合計所得金額と 課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	63, 288円	5, 274円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、 本人は住民税非課税の方で、本人の合計所 得金額と課税年金収入額の合計が80万円超 の方	基準額 ×1.0	70, 320円	5, 860円
第6段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 120万円未満の方	基準額 ×1.20	84, 384円	7,032円
第7段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.30	91,416円	7, 618円
第8段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.50	105, 480円	8, 790円
第9段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 300万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.70	119, 544円	9, 962円
第10段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 500万円以上の方	基準額 ×1.75	123, 060円	10, 255円

[※]表中第1段階の方の保険料には、公費(税金)による軽減措置が見込まれますので、決定次第、 町広報等にてお知らせします。

から天引きになります(特別徴収年金が年額18万円以上の方は年金

金が年額18万円以上の方は年金



ぜて口く機でを ひお座だ関_い送町 まにを こおりますので、口座振替も行ってださい。また、機関等で納めて す 合 下保 で各自納めます(普通徴収)金が年額18万円未満の方は納付 取付し あかん 関等で納めて 取り扱い金融 込付しますの わ記険 せ納料 て付の納期年 め限額 【平成27年度の納期(普通徴収)】

4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末
_	-	-	1期	2期	3期
10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
4期	5期	6期	7期	8期	9期

用 <

※納期日が土・日・休日の場合はその翌日が納期になります。

の平業 つ防 常生活支援総合

ただきます。

・ビス

へをご利

用

予防や生活支援等の多様なります。いままで通りの専門のます。いままで通りの専門のます。から市町村が実施する介護では、から市町村が実施する介護では、大きでがのための事業「介護予防・一ビスが、介護予防サービスが、介護予防がしための事業「介護予防があります。いままで通りの専門している訪問介護サービスのほかに、介護では、大きの方が利用している訪問が、大きの方が利用している訪問が、大きの方が利用している訪問が、大きの方が利用している。 の平2制成 本り ビスを利用できるようとや生活支援等の多様 の度27 方改年 -が正4 利より りら さるようになる多様な夢に、介護しての事門を持ちている。 介る支護保

なサ予的り日予スサ問1険

を額や天引きされる月等をご確認 収開始通知書」が送られますので、 料が天引きになります。天引きにな 料が天引きになります。天引きにな 料が天引きになります。天引きにな は事前に「介護保険料特別徴 で、おおむね6ヶ月後から保険 はると、おおむね6ヶ月後から保険 はると、おおむね6ヶ月後から保険 本額や天引きになります。特別徴収の対象者として把握さ す。特別徴収の対象者として把握さ す。特別徴収の対象者として把握さ

できるように2年間の準備できるように2年間の準備できるように2年間の準備を設けて平成29年4月かできるように2年間の準備を町においては、円滑に移 ま す 間 従来どおり

総ら期行

で

合「間

に移 おります。健康な人カイー おります。健康な人も出来るだけ また、虚弱な人も出来るだけ また、虚弱な人も出来るだけ また、虚弱な人も出来るだけ また、虚弱な人も出来るだけ ます。健康な人のよう、 ためには、からだの健康だけためには、人とのつながりや、ではなく、人とのつながりや、ではなく、人とのつながりや、がにご参加ください。 とにご参加ください。 各教室の詳細については、どにご参加ください。 い夕七 対象に運動が組みとして、 ま て、 健康な人が全動教室を実施で、65歳以れて、65歳以れて、65歳以れて、65歳以れている。 施上防 のの





社会全体で支えていくのが介護保険制度の主旨となっております。 より利用しやすく、質の高いサービスを提供するため、 町民の皆さまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

お問い合せは健康増進課高齢者福祉係まで ☎357-7447

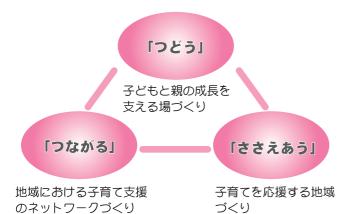


計画の基本的な考え方

(基本理念)

「安心して子どもを産み、育てることによろこびを感じ、親子がすこやかに成長できるまち」

(基本目標:子育て支援の3つの柱)



計画策定の趣旨

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希 薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く環境 は大きく変化しています。親にとって、安心しい 子育てができ、子ども達が地域で明るくいきい きと過ごし、多くの人がそれぞれの立場で地域 の子ども達に関わり、見守っていくことが大可です。本町では、これまで「七ヶ浜町次世代育成 支援行動計画」をもとに、安心して子どもを庭み 育てることができるまちづくりを進めてまいりました。今後も全ての子どもの健やかな育ちと 実現させるため、次世代育成支援事業計画と子 ども・子育て支援事業計画」を策定し、 育て支援に取り組んでまいります。

計画の内容

1) 区域の設定

幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の単位として、本町は、町全域をひとつとして提供区域の設定をしました。

2) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策について

給付の対象となる児童に対し、幼児期の学校教育・保育のニーズ量に合わせた施策整備等を 実施します。今後も待機児童が出ないよう、認定こども園・保育所での保育の場を提供し、保護者 への支援を一層充実していきます。

1号認定(3~5歳:学校教育のみ)

	年 度	H27	H28	H29	H30	H31
確保内容	特定教育・保育施設 (施設型給付の幼稚園)	130 人				

2 号認定(3~5歳児:保育の必要性あり)

	年 度	H27	H28	H29	H30	H31
確保内容	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	121 人				

3 号認定(1~2歳児:保育の必要性あり)

	年 度	H27	H28	H29	H30	H31
確保内容	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	84 人				

3号認定(0歳児:保育の必要あり)

	年 度	H27	H28	H29	H30	H31
確保内容	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所)	15 人				

3) 地域子ども・子育て支援事業について

地域の実情を把握し、ニーズに対応した子育て支援サービスの充実や、子育て相談・情報提供等を通じ、質の高い地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を図ります。

①利用者支援事業

(事業内容)

子ども又保護者等からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。

(計画の内容)

町子育て支援センターで相談・助言を引き続き行ない、今後も 利用者への支援をより一層充実していきます。



⑤養育支援家庭訪問事業

(事業内容)

養育支援が特に必要な 家庭を訪問し、養育に関す る指導・助言等を行うこ とにより、適切な養育の実 施を確保する事業です。

(計画の内容)

乳児の養育について支援が必要である家庭に対し、専門的な支援を実施し適切な養育ができるよう支援していきます。



⑥子育て短期支援事業

(事業内容)

保護者の疾病等の理由 により家庭において養育 を受けることが一時的に 困難となった児童につい て、児童養護施設等に入所 させ、必要な保護を行う事 業です。



ニーズ調査からの量の 見込みは見られませんで した。引き続き状況の把握 に努め、子育て支援の充実 を図っていきます。



⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(事業内容)

子育ての手助けがほしい人、子育てのお手伝いができる人、両方を兼ねる人が登録し、地域における子育ての相互援助活動を行う事業です。



平成27年度に事業の提供基盤の整備を図り、平成28年度以降にサービスが提供できるよう努めます。



②地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

(事業内容)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(計画の内容)

町子育て支援センター を拠点として、子育てに関する相談・情報提供等を 引き続き行ない、子育ての ための支援事業をより一 層充実していきます。



③妊婦健康診査事業

(事業内容)

妊婦が健康保持及び増進を図るため、必要な健康診査を実施する事業です。

(計画の内容)

安心して出産が迎えられるよう妊婦健康診査の助成をこれまでと同様に行ない、安心して出産できるよう支援していきます。



④乳児家庭全戸訪問事業

(事業内容)

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、相談・助言等を行う事業です。

(計画の内容)

助産師・保健師等による 家庭訪問指導を引き続き 行ない、発育や子育ての相 談の充実に努め、育児負担 の軽減が図れるよう支援 していきます。



⑩病児·病後児保育事業

(事業内容)

病気にかかつている子どもや回復期にある子どもを病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

(計画の内容)

専用スペースや看護師等 の確保などの問題があり、町 単独での実施には難しいと ころがあります。病児・病後 児保育を実施している保育 施設への委託等を検討し、援 労と子育ての両立への支援 を図っていきます。



①放課後児童クラブ事業(放課後児童健全育成事業) (事業内容)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。本町では「留守家庭児童保育館」という名称で実施しています。



(計画の内容)

環境の整備を図りなが ら、平成31年度までに6年 生までの児童を対象とした 事業の展開をしていきます。

⑧一時預かり事業

(事業内容)

保護者の就労等により保育が一時的に困難となった 乳幼児について、主として昼間において一時に預かり、必要な保育を行う事業です。

(計画の内容)

今後も保育所での一時預 かり事業を継続し、子育て家 庭への支援を充実していき ます。



9延長保育事業

(事業内容)

通常の利用時間以外において、認定こども園・保育所等にて保育を行う事業です。

(計画の内容)

現在も保護者の就労状況 に合わせた事業を実施して おり、今後も認定こども園・ 保育所にて保育サービスを 提供していきます。



計画の推進にむけて

本計画は、関連する他の計画と連携・調整を図りながら、子ども・子育て支援に関わる事業ついて体系的に取り組み、計画の推進を図ります。毎年、事業内容の点検・評価を行ないながら、5年ごとの見直しをしていきます。



お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎362-7731



68回 祝卒業式

配防 寸 ま 消防 ポンプ自

3月1日、役場駐車場において 消防ポンプ自動車の引渡式が行われました。今回配備された第1 分団(松)は、東日本大震災での 分団(松)は、東日本大震災での 大破し、代替えとして平成33年高 で消防団活動などを行ってきま した●当日、消防団への引渡し で消防団活動などを行ってきま した●当日、消防団への引渡し を確認しました●第1分団の鈴 を確認しました●第1分団の鈴 を確認しました●第1分団の鈴 ていきたい」と力強く決意を述べ ていきたい」と力強く決意を述べ



町内中学校で卒業式

目となります●当日は、木幅 あさん、小嶋真子さん、高橋 音さん、大和田那南さん、向井 さん、大和田那南さん、向井 でをのヒットメドレーやじ た」等のヒットメドレーやじ た」等のヒットメドレーやじ た」等のヒットメドレーやじ た」等のとットメドレーやじ た」等のとットメドレーやじ た」等のとットメドレーやじ

植苦地区消息

状

妻典 だちれま. 3 感

の防月 ト塩贈長12 まし マこ

れは、塩釜地区消防事務組合のマスコットキャラクター「塩防くん」が我妻典夫さんにより考案されたことによるものです。●式で変評判がよく、人気があります。を強はいろいろなグッズなどに取り入れ、防災意識の向上、普及取り入れ、防災意識の向上、普及下きで、絵で地域の方に防災に対する興味を持ってほしいと思っています。今後はバラいきたがとうございました」と感謝の言がとうございました」と感謝の言がとうございました」と感謝の言がとうございました」と感謝の言います。今後はバリエーションでいます。今後はバリエーションでいます。今後はバリエーションでいます。今後はバリエーションでいます。今後はバリエーションでいます。今後はバリエーションでいます。 べをてす好葉が啓取今変並れんスれ謝合 ま増い

В 48

本町では平成25年1月以来2回 作しました。このイベントを開催しました。このイベントは、東 が実顔と元気をお届けし が実顔と元気をお届けし が実顔と元気をお届けし が実顔と元気をお届けし をいという目的で開催しており、東 本大震災被災地支援「AKB49/本大震災被災地支援「AKB49/本大震災被災地支援「AKB49/本大震災で被災された方に、AB48が笑顔と元気をお届けしたいという目的で開催しており、たいという目的で開催しており、たいという目的で開催しており、大和田那南さん、向井地美音さん、大和田那南さん、高橋朱里さん、大和田那南さん、高橋朱里さん、佐藤朱さんの6名が出けん大会で盛り上がり、最後にはけん大会で盛り上がり、最後にはけん大会で盛り上がり、最後にはけん大会で盛り上がり、最後にはけん大会で盛り上がり、最後にはけん大会で盛り上がり、最後にはい学生限定の握手会でイベント ・を開



4

苦すき」体験を実施しました●これは、生涯学習課が主催している アドベンチャースクール事業の 一環で今年度最終のプログラム となりました●当日は、21名の児 となりました●当日は、21名の別 をなど海苔にまつわる話を別 がたあと「海苔すき」体験を行いました。体験は、海苔すき用の本 ました。体験は、海苔すき用の本 ました。体験は、海苔すき用の木 ましたが、水気を切り天日で乾燥さ での枠に刻んだ生海苔を流し込み、 の枠に刻んだ生海苔をきれいな た児童たちは、生海苔をきれいな た児童たちは、生海苔をきれいな でいましたが、翌日、乾燥した ででりていましたが、でいました。 ででいましたが、翌日、乾燥した ででりていましたが、翌日、乾燥した ででりましたが、翌日、乾燥した ででいましたが、翌日、乾燥した ででいましたが、翌日、乾燥した ででいましたが、翌日、乾燥した を星 実の が施り し店 み、木い間の児ムのるこ



門 前

修

さん

加伊林 藤藤冬 藤 育空さん ん

菅菅本佐 Ш 原原間藤 遥 未亮慎亜 来祐一泉 ささんんんん 加 さん

溒 間 奈央さん

5 が は ま環 境 大賞各賞受賞者

田

展男さん

6

13 •広報しちがはま 27.4.1

鈴渡三後

木邊浦藤

陽武玲詩

太蔵音さん んんんん

心と体の健康シリーズ パートⅢ

子でもの飲酒を防ごう!



4月は『未成年者飲酒防止強調月間』です。皆さん、ご存知でしたか? この時期は、お花見や歓送迎会等で飲酒をする機会が増えますが、ちょっと背伸びをしたい思春期のお子さんの飲酒も心配な時期です。そこで、未成年の飲酒を防ぐために、知っておきたい事等をお伝えします。

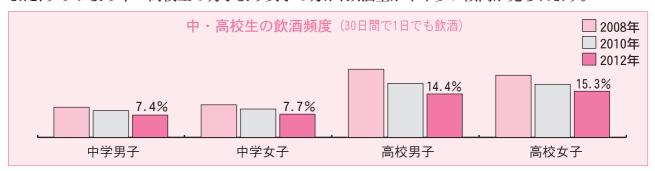
こんなに心配!未成年の飲酒!!

アルコールが、未成年の体に与える影響を知っておきましょう。

- ●アルコール依存症の危険性がある アルコールには麻酔作用があり、未成年が飲酒すると大人に比べて急性アルコール中毒やアルコール依存症等のリスクが高くなります。
- ■脳の発達に影響する 脳が成長している時期にお酒を飲むと、脳の神経細胞を破壊し、脳の委縮を早くもたらす危険性があります。
- ●二次性徴を遅らせる心配がある アルコールは、二次性徴に必要な性ホルモンに悪影響を及ぼすと言われています。例えば、男性性器の発達を妨げる危険性や女子の生理不順や無月経等
- ●その他の影響 思春期の未発達な臓器は、アルコールに対する耐性が弱く、短期間で影響を受ける可能性があります。また、飲酒により行動を抑えられなくなる等、事件や事故との関連も強く見られます。

未成年の飲酒はゼロではない!

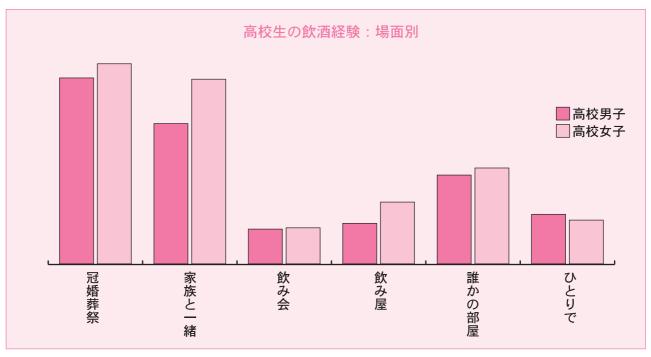
『未成年の喫煙・飲酒状況に関する実態調査研究』によると、ここ数年、未成年の飲酒は概ね減少傾向にありますが、法律で未成年の飲酒は禁止されているものの残念ながら「0%」ではありません。 また、グラフより中・高校生の男子より女子の方が、飲酒量がやや多い傾向が見られます。



※厚生労働科学研究「未成年の喫煙・飲酒状況に関する実態調査研究」より

こんな場面で飲酒の誘惑!

中学高校生の飲酒経験をする場面で、1番多いのは『冠婚葬祭』、2番目に多いのが『家族と一緒の時』で、この二つを合わせると過半数を超えています。未成年の飲酒は、「大人が一緒なら心配ない」と思う方もいるでしょうが、それは間違った認識です。お祝い等の特別な日に、大人が勢いに任せて子どもに勧めてしまわない様、大人も正しい認識をもちましょう。また、未成年が飲酒する事の怖さ等について、家族で話し合っておくことも大切です!



※厚生労働科学研究「未成年の喫煙・飲酒状況に関する実態調査研究」より

未成年の飲酒を止められるのは、大人です!

子どもの飲酒を予防するためには、親や周りの大人が毅然とした態度で説明しましょう。

■未成年の飲酒が禁止されている理由を説明しましょう

日本では、『未成年者飲酒禁止法』により、未成年の飲酒を禁止している為、未成年の飲酒は法律違反です。また、大人が未成年の飲酒を知りつつも制止しなかった場合や未成年にお酒を勧めた場合も罰せられます。

■飲酒を勧められた時の断り方を教えましょう

どんな時でも飲酒を勧められた時は、はっきり断ることができる様に、親子で『断り方』を話し合っておきましょう。

例えば、「親と約束しているから」「部活に支障が出るから」「脳に悪いから」等

■普段から何でも話し合える関係を築いておきましょう

思春期のお子さんが親の意見を受け入れやすく、困った時に相談しやすい関係を 築くには、普段からのコミュニケーションが大切です。

お子さんが心身ともに健康に成長するためには、ご家族だけではなく、地域の皆さん も未成年者の飲酒予防に関する正しい知識をもち、協力する事が大切です。





お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで ☎357-7448



「休場」 バス停を新設し まし

時刻表の見直しを行い

・・。(本塩釜午後5時ヶ。(本塩釜午後5時 0 利 用状況など 君の岡公園 (27) 大一トなど (19) また平日夕方 ト行午 こから きを 前 6

で要望のあった平日廃止し、アンケート時45分発本塩釜駅行期の上り便菖蒲田午 す。 下

設 地 中 住

田宅高

が台 地 区 ار ك 設宅 ぎ団

れ地

た店 バ

ハス停を新た菖蒲田浜、災害公営

区にそれぞ

れ代

Ũ 菖

ました。

地に設置します。代な中田」は、地区のほぼ中田」は、地区のほぼ

ケぼバ崎中ス

行発

ださい) リ乗すバ路 リー乗降制度をご利用く乗下車をする場合は、フす。(長須賀付近でバスのバス停は廃止となりま 変更に伴 正公 長須賀」

バ ス停名が 部 変 更に な

求

めください。

高校前」と「三中前

0 多 間に、 賀城 休場バス停を新設しました

出るように走行します。

得な割増付利用回数券を

多りへ前り ま停 ま \downarrow はおん)はおんのはない。(の場所は変更あ地区避難所前)

ようになりました。を設へ行くことがでたショーなど町内のセンターなど町内ののが、生涯 施設へ行くことができるセンターなど町内の公共アクアリーナ、生涯学習 77 て、

す。本誌と一緒に配充も変更になっており路線変更に伴い、味 え、ご利用なた時刻表が 利用くださ なをご確認(と一緒に配力 り時 の布 ま刻 うし

用をお願いるりんこ」 0

今後の予定



松ヶ浜謡地区の皆さんもご利用 ください

「立花」バス停イメ



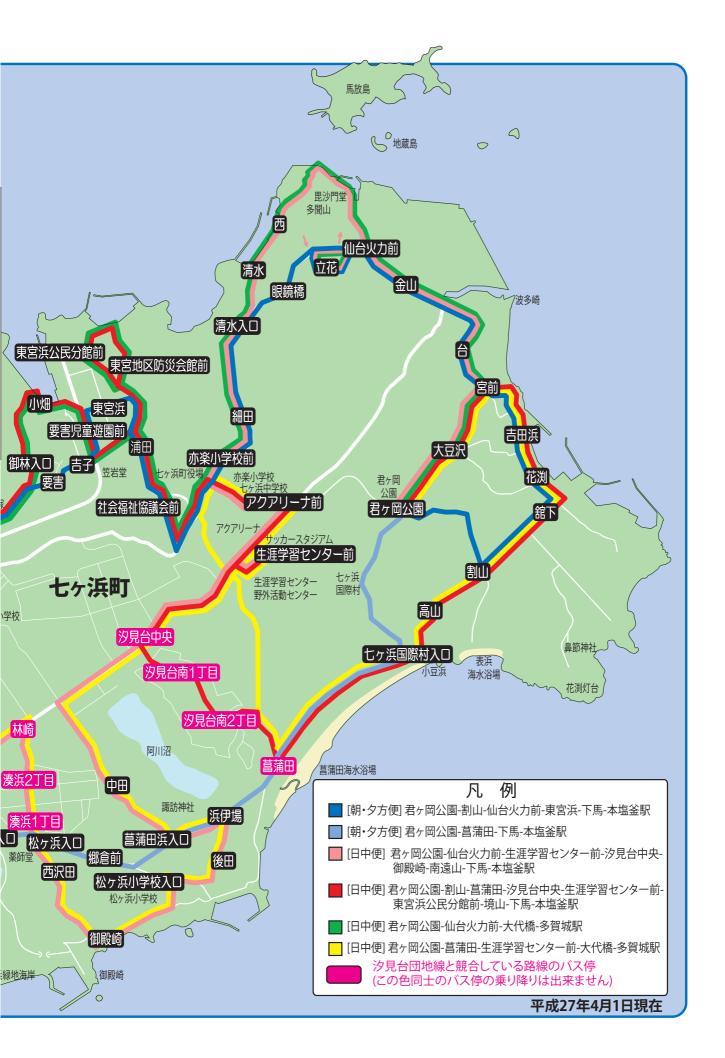
地区避難所の前に設置しました。

「休場」バス停イメ-



東部線とのバス乗り継ぎもでき ます

お問い合わせは、 政策課まちづくり推進係 **23**357-2117 もしくは、 ジャパン交通 **23**366-2511







七ヶ浜町が、町民が生涯にわたり心身ともに健康でゆたかな生活を送るこ とができるようになることをめざして「七ヶ浜町食育推進計画」を策定し てから、5年がたちました。第 I 期計画は平成22年度から平成27年度までの 6年間の計画ですので、今年度が最終年度となり、目標の達成状況を評価す る年となります。「食育」ということばは広く知られ使われるようになり ましたが、食育を通して望ましい食生活が実践できるような習慣が身につ いたでしょうか? もう一度、町の食育推進計画のもとにご自分やご家族 の食生活について振り返ってみましょう。

★食育推進計画の基本目標は、次の2つです

- ・健全な食生活の実践を通して、心身の健康増進をめざします
- ・食を通して感謝の心を育み、豊かな人間形成をめざします

★食育を推進するための視点は?

- 1.健康なからだ…健全な食生活に必要な知識の習得と実践する力を育成します
- 2. 豊かな心…食を通して豊かな心を育み、食べる楽しさを実感します
- 3. 豊かな食歴…地産地消や体験等を通して食材を理解し、食文化を伝承します

ライフステージに応じたテーマと家庭での取り組みは?…こどもの取り組み

ライフステージ	食育のテーマ	家庭での取り組み
乳幼児期 (概ね0~5歳)	食習慣の基礎 づくり	・早寝、早起き、朝ごはんを習慣づける ・家族で一緒に、楽しい雰囲気で食事をする ・食前後のあいさつを身につけ、食への感謝の心を育てる ・食に関するマナーを身につける ・旬の食材や地場産品を使った食事づくりを心がける ・四季の行事食や伝統的な食文化をとりいれる ・様々な食べものを味わい、味覚を育てる
学童期 (概ね6~12歳)	望ましい食習慣の確立	※乳幼児期の取り組みにプラスして・食事づくりの手伝い等の食に関する体験を通し、食への関心や興味を深める・成長に必要な栄養がとれるバランスのとれた食事づくりを心がける
思春期 (概ね13~18歳)	食生活に必要 な知識の習得 と実践	※乳幼児期の取り組みにプラスして・食事が健康に及ぼす影響や、適切に食品を選択できる知識を身につける・食生活の自立のため、調理の手伝い等を通して基本的な技術を習得し実践する力を身につける・成長に必要な栄養がとれるバランスのとれた食事づくりを小がける

短

歌

喪ごも 坐るや睡魔の手中 野中 由い雪景色今日こそ楽しむ意気込みで椅子 ŧ ち賜 ぶりの紅の L 11 0 正 ば 月 せ 終 L دۇ. を 手 づ 須 'n 藤 ※旧かな使 0 花 栄子 び 利

カモメので 予報 い泡見 えだ隠 n して明 日 藤 は 荒 登 元れるよ 美

子

忘 n 物 つ残して水温 沢

七

生

傍で共にび っ < h 维記 0 森 声 新 郎

ひたすらに平癒祈るや福 寿草 11 玉 礼 子

俳

句







遠藤 だいご くん じいちゃん、ばあちゃん、 だいとあそんでくれて ありがと。 ばっぱとおんちゃん おやつありがと。 みーたん、もーたん、 いつもきてね。 だいごより☆

お子さんの写真やイラスト お待ちしています

「ふれ愛くらぶ」では、イラ スト、クイズ、お子さんの写真な ど、お待ちしています!

持参、封書、ハガキ、FAX、メ ールで下記までお送りください。

【宛先】

広報しちがはま「ふれ愛くらぶ」 七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 ☎357-2117(直通) fax357-5744(役場代表) ™ kouhou@shichigahama.com

Topics



被災地への応援、ありがとうございました

愛知県、愛知県各市、山形県朝日町、民間企業から町の復興業務のお手伝いをいただいた派遣職員の皆さんが任期を終え帰任します。ありがとうございました。

【復興推進課】稲吉豊治さん(愛知県)、木村和弘さん(一宮市)、林宏樹さん (刈谷市)、園部了さん(知立市)、佐竹佑斗さん(山形県朝日町)、長尾大介 さん(鹿島建設)

【復興整備課】鳥居和也さん(西尾市)、林昌平さん(春日井市)、林勝さん (一宮市)、小田原幸生さん(大府市)、林亮佑さん(小牧市)

【教育総務課】小川翔子さん(春日井市)

【水道事業所】木村正憲さん(一宮市)、池場克太さん(あま市)

【建設課】小関進さん(北名古屋市)、堀訓明さん(豊田市)、山田雅之さん (弥富市)、野定巧さん(常滑市) 順不同



No. 29

町の震災に関する復旧・復興に関する情報 や今後の町の取組みな どを「復興だより」とし て皆さまに紹介してい きます。

高台住宅団地の再募集について

防災集団移転促進事業により高台住宅団地として整備しました5地区のうち、松ヶ浜西原地区1戸と笹山地区7戸の計8戸につきまして、空き画地の再募集を行いますのでお知らせします。

1申し込み可能な世帯

- 1) 平成23年3月11日時点において、土地利用ルールがレッドゾーンまたはイエローゾーンに居住されていた方で、従前地が移転促進区域に指定されており従前地の買い取りが完了した方
- 2) 申し込み時点で、住宅再建が完了されていない方(既に町の住宅再建に関する補助制度を受給されている方は、住宅再建が完了されているとみなします。)
 - ※従前地により高台住宅団地が決まる高台住宅団地の居住ルールがありますが、今回、高台住宅団地ごとに決められた従前地以外の方も1)と2)を満たしている場合は申し込むことができます。

2募集する画地

高台住宅団地名	空き画地(80坪)	空き画地(100坪)	計
松ヶ浜西原地区	1	0	1
笹山地区	3	4	7
計	4	4	8

※空き画地の具体的な場所、土地分譲・ 借地料等につきましては、復興推進課に お尋ねください。

3申し込み方法

役場復興推進課にて、電話もしくは直接にお申し込みください。なお、記載いただく書類がありますので、復興推進課担当より説明いたします。

4その他

- 1) 高台住宅団地再募集申込決定後のキャンセルは一切できませんので、確実に高台に移転されることを前提として申し込み願います。
- 2) 高台住宅団地の居住ルールではない地区の方に決定した場合は、国土交通大臣の承認を得ている「防災集団移転促進事業計画」の変更手続き後に高台住宅団地の土地の契約手続き等が可能となりますので、予めご了承願います。

*お問い合わせは、復興推進課まで **☎**357-7439

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

松ヶ浜地区、吉田浜地区の災害公営住宅が完成しました

松ヶ浜地区と吉田浜地区の災害公営住宅が完成し、4月から入居開始となります。

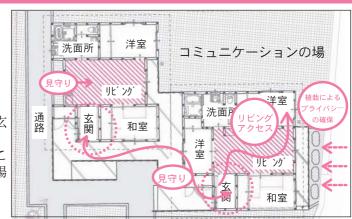
■松ヶ浜地区、吉田浜地区災害公営住宅のコンセプト

①リビングアクセス

- (a) 必ずリビングを通るプラン構成をとり、 家族同士の交流が生まれる
- (b) プライバシーを保ちつつ、近所の人たち と自然に交わることが可能

②見守り

- (a) 見守り・声がけなど高齢者に対応した玄 関配置
- (b) 住居間の空間や広い玄関空間を設けることで井戸端会議・コミュニケーションの場を想定
- (c)通路から住戸の明かりが見えるよう配慮



●松ヶ浜災害公営住宅 32戸

1 L D K 17 戸 2 L D K 11 戸 3 L D K 4 戸





●吉田浜災害公営住宅 6戸

1 L D K 2 戸 2 L D K 3 戸 3 L D K 1 戸





災害公営住宅を建築しています

菖蒲田浜地区、花渕浜地区、代ヶ崎浜地区で災害公営住宅の建築工事を行っています。写真は3月中旬に撮影したものです。



▲菖蒲田浜地区



▲花渕浜地区



▲代ヶ崎浜地区

一七ヶ浜町災害公営住宅への入居者を再募集します

本町では、東日本大震災により住宅を滅失した世帯であって、自力での住宅再建が難しい世帯へ安定した生活を確保するため災害公営住宅を整備しております。入居については、建設課窓口にてご相談下さい。

●募集住宅

松ヶ浜地区住宅(木造平屋連棟住宅)

●入居資格(①~④すべてに該当する世帯)

- ①東日本大震災により住宅を滅失した世帯で次のいずれかに該当する世帯
 - ・住宅が全壊(全焼、全流失)のり災判定を受けた世帯
 - ・大規模半壊または半壊のり災判定を受け、住宅を取り壊した世帯
- ②住宅再建(予定)をしていない世帯
 - ・持家又は貸家などに住んでない(予定含)
 - ・県営又は他市町村の公営住宅に住んでない(予定含)
- ③震災当時、松ヶ浜、湊浜、東宮浜、要害、御林、亦楽、境山、遠山、汐見台地区に居住し、災害公営 住宅入居仮申込みを行ってない世帯
- ④入居される方全員が暴力団員でない世帯

●募集戸数(戸数は3月16日時点ですので、申込み時点で変わっている場合があります。)

入居人数	1 人世帯	2~3人世帯	4人~世帯
間取り	1 L D K	2 L D K	3 L D K
空住戸数	4	2	2

※間取りは、入居人数によって予め決定しております。

●その他

- ・家賃は、入居する世帯全員の収入によって変わります。
- ペットの飼育はお断りさせていただきます。
- ・駐車場は、1 台 2,000 円/月でお貸しできます。(台数は要相談)

*お問い合わせは、建設課管理係まで ☎357-7441

地震被災者への町独自支援制度補助が新たに始まります

平成27年5月12日より申請の受付を開始します。

【地震被災者で被災住宅の修繕をして再建された方】

- ①大規模修繕費補助(補助上限 150万円)
 - ●補助内容

住宅の修繕に要した費用の 2 分の 1 の額で最大 150 万円を上限 に補助

●対象者

七ヶ浜町が発行する罹災証明書が全壊、大規模半壊の方で被災し た住宅を修繕された方

【地震被災者で町内に住宅を建設・購入して再建された方】

- ②住宅再建補助(補助上限 150万円)
 - ●補助内容

住宅の再建(建設・購入)に要する費用の2分の1の額で最大150万円を上限に補助

●対象者

七ヶ浜町が発行する罹災証明書が全壊、大規模半壊、半壊(撤去)の方で町内の災害危険区域外に住宅を再建(建設・購入)された方(ただし、被災時点の住宅が賃貸住宅である場合を除く)

※①と②はどちらかの申請になります。

*お問い合わせは、復興推進課まで **2**357-7439



復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

津波被災者の町独自支援制度補助が拡充されます

平成27年5月12日より津波被災者の町独自支援制度補助が拡充されます。(5月11日までは下表のとおり) 1.大規模修繕費補助(修繕補助)

【現在の申請期間】

平成28年3月31日まで ⇒

【**拡充後の申請期間】** 平成 30 年 3 月 31 日まで

【現在の補助上限額】

【5 月 12 日からの補助上限額】

⇒ 上限 150万円

2. 住宅再建補助

上限 100万円

【現在の補助上限額】 上限 100万円

【5月12日からの補助上限額】

⇒ 上限 150万円

※既に補助金を受給された方で今回の拡充により再度申請が必要な方には、復興推進課より別途連絡があります。 *お問い合わせは、復興推進課まで ☎357-7439



住宅再建をされた方、補助申請はお済みですか?

町では、下記の支援制度を設けています。申請を希望する方は、事前に復興推進課までお問い合わせください。なお、被災者生活再建支援制度の加算支援金(建設・購入200万円)を受給された方も申請できます。

支援制度	補助上限	補助の対象者	制度の内容
宅地、住宅等の 嵩上げ補助	400万円	津波浸水区域で被災し、 災害危険区域を除く津 波浸水区域で再建され る方	宅地の嵩上げ工事、土留め工事、外構工事、ジャッキアップ工事等に要する費用で、平成23年3月11日以降に行った工事が対象となり、400万円を上限として工事費の1/2を補助します。
住居の移転費用 (引越し代等)の補助 ※1	78万円	津波浸水区域で被災し、罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊(撤去)の方で、町内に再建される方 ※2	78 万円を上限として移転費用(引越し代、転居通知に係る費用、従前地にある庭石や物置の移転費用、井戸の埋め戻し費用等)を助成します。
住宅ローン 利子補給補助 ※4	住宅・土地 500万円 住宅のみ 400万円	津波浸水区域で被災し、 罹災判定が全壊・大規 模半壊・半壊(撤去)の 方で、町が整備する高台 住宅団地以外の町内に 住まわれる方	住宅再建に伴い金融機関から借入れた資金(住宅ローン)の利子相当額について、住宅及び土地を購入の場合500万円、住宅のみ(土地借地など)の場合400万円を上限として補助します。
大規模修繕費補助	利子補給 200万円 修繕補助 100万円	災害危険区域を除く、津 波浸水区域で被災した 住宅の罹災判定が全壊・ 大規模半壊・半壊で住 宅を修繕された方 ※3	修繕のために金融機関から借入れた資金 (住宅ローン)の利子相当額について、最 大 200 万円を上限に補助します。または、 修繕に要した費用の 2 分の 1 の額で最大 100 万円を上限に補助します。
住宅再建補助 ※4	100万円	津波浸水区域で被災し、罹 災判定が全壊・大規模半 壊・半壊(撤去)の方で、町 内に再建される方	住宅の再建(建設・購入)に関する費用の2分の1の額で最大100万円を上限に補助します。

- ※1 災害危険区域内の移転促進区域に指定された区域に居住されていた方は、国の支援(防災集団移転促進事業制度)による補助が適用となり、町内移転に限らず移転費用が補助されます。(ただし、国土交通大臣同意後の移転が対象)
- ※2 災害公営住宅に入居される方も住居の移転費用(引越し代等)の補助対象です。
- ※3 住宅建て替え等の改築費用及び賃貸住宅を除きます。
- ※4 住宅ローンの利子補給補助及び住宅再建補助はどちらか一つの申請となります。

*お問い合わせは、復興推進課まで **2**357-7439

東日本大震災による被災情報 (平成27年3月1日現在)

七ヶ浜町外で死亡が確認された、 七ヶ浜町内で死亡が確認された、 七ヶ浜町民の方

七ヶ浜町民の行方不明者 七ヶ浜町民の方 (死亡届提出者含む) 2名 34 名

七ヶ浜町外の方 七ヶ浜町内で死亡が確認された、 12 名

東日本大震災関連で亡くなられた、 身元不明の方 七ヶ浜町民の方 七ヶ浜町内で死亡が確認され、 3 名 2 名 現在、

113名

*お問い合わせは、防災対策室まで

応急仮設住宅等入居者情報

■応急仮設住宅

第1スポーツ広場(132戸 (平成27年3月1日現在 307名

2.七ヶ浜中学校第2グラウンド

<u>91</u> 尸

207名

3. 生涯学習センター前(66戸)

4 湊浜旧町営住宅跡地(12戸) 139名

5. 松ケ 浜謡児童遊園(9戸)

6 社会福祉協議会事務所下(10戸)

計320戸 725名

|民間賃貸住宅の応急仮設住宅 扱い(宮城県の決定分)

、内、町外での罹災者 42世帯 410名 20世帯50名

* お問い合わ せは、地域福祉課まで

義援金寄附金の募集

します。 七ヶ浜町では、 義援金、 般寄附金を募集いた 一日も早い復興を目

ど、詐欺と思われる電話があったとの くださいますようお願いいたします。 再確認していただくなど、十分ご注意 情報提供がありました。義援金口座を 金を××口座に振り込んでほしい」な なお、七ヶ浜町役場を名乗り「義援

●義援金(2月27日現在 1,551件) 1 1 3, 3, 7 7, 9 8 5 円

されました】

※基礎支援金の申請期限は、平成27年

【基礎支援金の申請期間がさらに延長

内配分済額(2月27日現在)

*

配分後義援金額

(2月27日現在 3 2 1, 5 3 1, 3 8 8 円 490件

者への支援となります。左記のいずれ 上げて、被災者の被災状況などにより となります。義援金配分委員会を立ち災害による被災者に向けた義援金 被災者へ配分されるものとなり、被災 分配するものです。したがって、 全て

> かの専用口座に直接、 金してください。 振込等により入

●銀行支店名

七十七銀行七ヶ浜支店

口座種別及び番号

普通預金 9000887

当欄の金額の4分の3の額

口座名義

(2)銀行名 ゆうちょ銀行 七ヶ浜町会計管理者 渡辺豊節

50万円

口座記号番号

口座名義

七ヶ浜町災害義援金

般寄附金(復興支援

問い合わせください 動の財源として活用できるものです。 ス zaisei@shichigahama.com までお 七ヶ浜町財政課財政係メールアドレ 方公共団体に対する支援となります。 けた行政活動に充てることになり、地 体育館、 したがって、損壊した公共施設(学校、 町の一般財源として様々な行政活 町道など)の修繕や復興に向

被災者生活再建支援制 度

対象となる世帯

されました】

【加算支援金の申請期間が4年間延長

基礎支援金の申請期限

月10日までとなりました。

さらに1年間延長され、平成28年4 4月10日までとなっていましたが、

平成28年4月10日まで

帯。 じ、その住宅をやむを得ず解体した世 半壊し、または住宅の敷地に被害が生 壊」と証明された世帯。または住宅が 災証明書で「全壊」および「大規模半 被災当時に居住していた家屋が、り

※災害公営住宅で再建の場合は、

加算

支援金申請の対象外となります。

平成30年4月10日まで加算支援金の申請期限

基礎支援金】				
全壊				
100万円				

基礎支援金】				
住宅の 波害程度	全 壊			
支給額	100万円			

【加算支援会	金】		
住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃 借 (公営住宅以外
支給額	200万円	100万円	50万円

100万円

【加算支援金】						
住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃 借 (公営住宅以			
支給額	200万円	100万円	50万円			

該

応じて支給される加算支援金になり ます。(世帯人数が1人の場合には

支給される基礎支援金と再建方法に

支給額は、住宅の被害程度に応じて

支給額

ラカルト



便利ですの税の納

付 は

座 振替

が

他の公共料金などとあわせて振替に向いて納めるのが面倒だという方や、町税を、納期のたびに金融機関に出 したいという方は、口座振替が便利で

ださい。なお、納期限後の再引き落と振替不能にならないよう注意してく限日です。振替日に残高不足等により しはできません。 座 での振替日は、 その月 の納税期

けてあります。 込書は町内の取扱金融機関に備え 金融機関で手続きをしてください。申口座振替を希望する方は、次の取扱

宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所仙台農業協同組合本・支店七十七銀行本・支店を開金庫本・支店 うち

策室まで 11 合わせは、 町税等徴収特別対

なりたい方へ 固定資産課税な 台帳をご覧に

次のとおり行います。27年度の固定資産課税台帳の縦覧を13年度の固定資産課税台帳の縦覧を

ところ

税務課

午前9時から午後5時※土・日・祝日を除く

 \exists

月

●縦覧期間

*お問 必要です。) い合わ せ は 税務課固

☎ 7 4 5 1 定資 産 税

者平事 の成業 ー25主 斉指定を開始しました『年度から特別徴収義務一の皆様へ

ています。 者の特別徴収)たガイドラインに沿って給与所得町では、平成25年度から宮城県で定 (給与天引き)を推進し

8

くものです。 引き)により代わって納入していただ 民税)を毎月の給与から引き去り(天 の方の住民税 として市町村から指定を受け、 より、給与支払者が「特別徴収義務者」 「特別徴収」とは、 (個人の県民税および町 地方税法の規定に 従業員

少なくなることや、従業員自らが金融回であるため1回あたりの納付額が4回であるのに対し、特別徴収は年12普通徴収(個人で納付)の納期が年 かれるため、納税義務者の利便性が機関等へ出向いて納税する手間が 上することなどがあげられます

> ただくことになります。期雇用でない限り特別徴収をしてい ように非正規雇用者であっても、 原則として、パートやアルバイト 不定の

でよろしくお願いします。いただき、別途、通知申し上げますのに特別徴収義務者として指定させて 具体的には、平成27年5月31日まで

お問 い合わせは、 税務課住民税係 **☎** 7 4 5 2

で

玉 民年金からの お知らせ

等)、印鑑(代理人の場合は委任状が持参する物 身分証明書(免許証

分までの国民年金保険料は、月額平成27年4月分から平成28年3【国民年金保険料の納付について】 とができます。機関・郵便局・コンビニで納めるこ 機構から送られる納付書により、金融5,590円です。保険料は、日本年金 月 額 1 月

ع

に納めましょう。 や便利でお得な口座振替もあります。 保険料は、納付期限(翌月末日)まで また、クレジットカードによる納付

g 【国民年金保険料は 口座振替がお得で

1年前納・2年前納もあり、大変お得納付よりも割引額が多い6カ月前納・月々50円割引される早割制度や、現金 を当月末に振替納付することにより、 また、 口座振替には、当月分保険料

たは年金手帳、 は年金手帳、通帳・金融機関届出印口座振替をご希望の方は、納付書ま

洋子

すらしの相談、

お待ちしています

(国·県· 町

に関する相

談

和源枝市

沙東

八権問題に 関する相

人権相談

相談委員

花境菖 高伊 原 重輝が出い子 汐代

※行政・人権・生活相談は次のとおり
●相談委員 各地区の民生委員
生活上の心配事に関する相談 生活上の心配恵 き 4月14日(火)、5月12日

無料法律相談(弁護士が相談に応じます) ところ 水道庁舎2階 午前10時~午後3時

き 午後1時30分~4時30分(一人30分) 5月14日 (木)

لح

消費生活や多重債務に関する相■消費生活相談── ご予約は総務課まで☆鰯7430※事前に予約が必要です(先着順)。ところ 水道庁舎2階 \$\frac{\pi}{3} \\ 7 \\ 4 \\ 3 \\ 6

●相談委員 村上 妙子 (境) 談

7日、11日 午前9時~午後5時7日、20日、23日、27日、30日、55日、30日、13 月 日

لح

お問い合わせは産業課までところ 役場相談室 **5**3 4 4

障害の悩みや社会保障 | 身体障害者相談 — — — 制 度 0 相

鈴木 勲 鈴木

好矩 男子 東遠 (首

村

27 •広報しちがはま 27.4.1

٤ 午後 11時 き 30分~午後3時平成27年4月23 日(木

は、受診票を平成26年11月に各世でお、受診票を平成26年11月に各世でおり提出のあった「平成27年度各種でおり、受診票を平成26年11月に各世のお、受診票を平成26年11月に各世のお、受診票を平成26年11月に各世 的に子宮がん検診 まで は年金事務所へお申し出くださいを持参のうえ、ご希望の金融機関 と20対 き歳象 · お問 場 子宮が 歳以-合はご連絡願います 11 合わ 平 主 -一成27年 七ヶ浜 ん検診に せは、 ラケ浜 ご希望の金融機関また 診を実施 期 町 4 発見早 仙 に 月 うい 台東年金事務所 住 15 します。 (3) 6 1 期 所

治

を

目

1

5

導係まで ご案内 お問い合わ ところ 日まで をも 塩釜地] Ú は う人 区 健 指 の 康 定医 家族 日 療)7448 世課保健指 から5 機 会の 関 月

国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金免除及び介護保険の減免 のお知らせ

を有

す

る

30

平成 27 年 4 月 1 日より東日本大震災で被災された方の国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険サ-ビスに係る窓口一部負担金の免除・減免措置を引き続き実施します。過去に一部負担金免除・減免を受け ており、今回も該当する方は、3月中に免除証明書・減免認定書を送付しております。

過去に一部負担金免除・減免を受けていない方で下記に該当する方は、申請が必要となりますので必要 書類等の確認のため下記までお問い合わせください。

1. 一部負担金免除・減免対象者

家族会では、心の病気等に関する勉な分たちだけではありませんよ。ご家族の皆さん、悩んでいるのは、

強

自

ご家族

0

心

0

病で

悩

んでい

ま

せ

W

ます。どなたでも

参

加できますので、

0

(、事前にご連絡下さい。 (非ご来場ください。初めて参加

)連絡下さ

ご家族の癒しの場ともなっ会や懇談などを行っています

の癒しの場ともなっており

	国民健康保険	後期高齢者医療	介護保険
1	被保険者が属する世帯の世 帯主と国保被保険者が住民 税非課税	被保険者が属する世帯の全員だ	が住民税非課税
2	※下記のいずれかに該当する方 ・住家が全壊、大規模半壊に該当する方(国民健康保険は全半焼も該当) ・主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方 ・主たる生計維持者が行方不明である方(介護保険は心身に重大な障害を受けた方も該当)		

※上記①、②の両方に該当する方が対象となります。

2. 免除期間

平成27年4月1日~平成28年3月31日(8月に所得区分の更新有)

3. 国民健康保険・後期高齢者医療免除対象の医療費

入院・外来・歯科等医療機関の窓口で支払う一部負担金ただし、次の場合の自己負担の免除については、 対象から除かれます。

- 入院時の食事療養費及び生活療養費
- ・医療機関窓口で免除証明書を提示しなかった場合
- ・柔道整復師(接骨院・整骨院)、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術等 ※医療機関を受診する際には、窓口で国民健康保険・後期高齢者医療一部負担金免除証明書を必ず提示 してください。

4. 介護保険サービスの減免

介護保険サービス等を利用する際には、サービス事業所等に介護保険利用者給付負担額減免認定証を必 ず提示してください。

お問い合わせは、国民健康保険・後期高齢者医療関係 町民課国保年金係 **2**357-7446 介護保険関係 健康增進課高齢者福祉係 **23**357-7447

ところ 内 容 七ヶ浜町母子健康センター 勉強会、懇談会

導係まで お問い合わ いせは、 健康增進課保健指 \$\frac{12}{35} 7 4 4 8

しょう! を計 画 的 に受け ŧ

のは中耳炎です。 肺炎、脳炎です。 しんの恐ろしさは、合併症を起こしやでて、高熱と発疹の症状がでます。麻12日後に発熱、せき、鼻汁、目やに等が染力が極めて強く、感染すると10日~ す チン)予防接種の必要性とは? いことです。主な合併症は、中耳炎、 しん風しん混合ワクチン(M 麻しんは、「はしか」とも呼ばれ、 脳炎です。頻度として一番多い R ワ 伝

生まれる可能性が高くなります。障、聴力障害などをもったお子さん性風しん症候群という心臓病、白婦が妊娠初期に罹(かか)ると、失 発疹や熱が2~3日で治ることからが腫れるといった症状が現れますが、 「三日はしか」とも呼ばれています。妊 風しんは、発疹、 聴力障害などをもったお子さんが風しん症候群という心臓病、白内が妊娠初期に罹(かか)ると、先天 発熱、 首のリンパ腺

増

けて、大切なお子さんの健康を守りま風しん混合ワクチンの予防接種を受 接種が効果的です。幼児期に、麻しん・ しょう! 麻しん及び風しんの予防には、 予防

定期予防接種の対象年齢等 (MRI期

)助成対象期間 対象者 までの方 後 1 歳から2歳に至る 2歳の 誕 生日前 H

(MRI期

0

対象者 園、保育所等の年長児の方)対象者 小学校就学前の方 幼 稚

> ●助成対象数 期 間 平 成 28 年 3 月 31

> > H

導係まで *お問い合わせは、 健康增進課保健指 357 4 4

8



高齢者等配食サービス

して配食サービスを行っています。沢の方に健康維持と見守りを目的のみ世帯等で食事の調理カ困難た 利用には申請が必要ですので年度は1事業者に委託します。 の方に健康維持と見守りを目的とみ世帯等で食事の調理が困難な状み世帯等で食事の調理が困難な状 委託事業者を公募した結果、 進 (課までご相談ください。 で、 平 成 27 健康

年始等をのぞく) か夕食どちらか選択 用日 月、水、金曜日 金曜日、 (祝 、それぞれ昼

その他 等に対応 利用料金 利用回数 カロリー 普通食1食30° -調整、 アレルギ Ŏ 円

*お問い合わせ 福祉係まで は、 健康増進課高齢者 **☎** 7 4 4 7



各地区介護予防教室お気軽にご参加くださ į

2 時間 ひご参加ください。 んなで楽しく行っています。皆さん た筋力トレーニングやレクダンスを皆 す。玄米ニギニギダンベルなどを使っ 以上の方が集まり、月1~3回 地 区の公民分館で、 「介護予防教室」 を行っていま おおむね 程度、約 65

開催時間 包括支援センター お問い合わせは、健康増進課内 ※要害地区のみ午前9時45分から 午前10時か まで 时から 正. **5**3 $\begin{array}{c} 4\\4\\7 \end{array}$ 地域

湊)ひまわりの会	1日、15日(水)	湊浜地区避難所	要) さわやか にぎにぎクラブ	13日、27日(月) ※午前9時45分	要害公民分館	
松)はまぎく会	2日、16日(木)	松ヶ浜地区避難所	境)浜楽会	7日、21日、 28日(火)	境山公民分館	
花)はなぶし まじゃらいん会	9日、16日(木)	国際村セミナー室	遠)かぶとむしの会	10日、24日(金)	遠山地区避難所	
吉)さくらの会	6日、20日(月)	吉田浜公民分館	汐) 汐見台悠々クラブ	3日、17日(金)	汐見台第2公民分館	
代)元気よがさきの会	8日、22日(水)	中央公民館多目的室	汐南) しおさい 南クラブ	3日、17日(金)	汐見台南第1集会所	
東)すこやか明神会	1日、15日(水)	東宮浜公民分館	亦) 亦来会	2日、16日(木)	亦楽公民分館	

券 | へ心 4 を利ガ身月 交用ソ(障 付助リ害 1 日 し成 ン者 () () () ょ ij ()自 福券動 祉 車 夕福等 ク祉燃 シー) 夕料 ク助 シ成

リン)券 心身障害者自動車等燃料助 成 (ガソ

対象者

の1級または ②前記障害者と生計を一にし、交付を受けている方。 1級または2級、 神障害者保健福祉手を有する身体障害者 療育手帳 車等を運 もつ TAJの 番手 手 転ぱ

該当する手帳、車検証、運転免動成額 月額2,000円町内指定のガソリンスタンド町内指定のガソリンスタンドの指定のがある場所 ĸ

運転免許証

Ī 利 用 助成 (福祉タク

|福祉タクシ

対象者

ス㈱に加盟しているタクシー会社 県内のタクシーチケットサーご **利用できるタクシー** の帳手 交付を受けている方 の帳町1お内 およびに住 級または2級、 精所 神障害者保健福祉手を有する身体障害者 療育手帳

)申請時に必要なもの)助成額 月額2,40 となります 0 ·方が対象で、どちらか一方の利用刃ソリン券」「タクシー券」は、在宅 月額2,400 該当する手帳 *

お問 1

11

合

わ

せ

は、

子育て支援

セン

まで

一括交付します。 から 3 月分まで

祉係まで

お問い合わ

けせは、

地

域福祉課障害福

生活保護 の 相談に つ

(1

7

員が、宮は 、役場にて相談をお受けし、城県仙台保健福祉事務所 ます。 談

●とき 毎月第2及び第4水曜 ●ところ 地域福祉課窓口 相談希望の方は、あらかじめ電 日談希望の方は、あらかじめ電 曜 H

· お問 電

い合わ いせは、 、地域 **域福祉課 ☎** (35) 7 4 まで 4 9

登保平 録育成 の所27 申内年 しか度 込き 。 みの時 受み保 付 組 育 利遠 用山

●対象児童 1歳以上の就学予さん子さん ①私的理由 介護・冠婚葬祭など 1 次 日より随時申請を受け付けしまのような時にご利用ください。3 ト・自営業の繁忙期など 由 に たとき… ょ るとき…リ 入院 たと フ 通

※申込用紙・添付書類等は、子育て支※申込用紙・添付書類等は、子育て支 就学前 き:: 0 院 支 お

◆すまいるカフェ◆

すまいる広場2でティータイムができますよ。子育 てサポーターさんが見守りにいてくれるので、安心し てお茶してください。

- き 4月10日(金)午前10時~正午
- 子育て支援センター ●ところ

◆なかよし day に参加しませんか◆ 一時保育利用を考えている方を対象に、一時保育室

を開放します。親子で一緒に遊びましょう。 ●と き 4月16日(木)

> 午前 10 時~ 11 時 遠山保育所かきのみ組集合

●ところ ●人 数 1日5組(要予約)

◆あそぼ・あそぼ◆

今回は「じゃがいも植え」です。

- 4月24日(金) 午前10時~ き
- ●ところ 子育て支援センター
- 4月21日(火) ●申込締切



子育て支援センターだより

◆みんなで遊べる「すまいる広場」◆

発生対

子育て支援センターを開放します。お子さんと一緒 に、自由に遊べる広場で、お母さん同士の情報交換、仲 間作りの場にもなっています。また、保育士・保健師が 子育ての相談に応じています。おじいちゃん、おばあち ゃん、地域の方々も気軽に遊びに来てくださいね。

- 平日午前9時~午後4時まで ※都合により変更する場合もあります。
- 子育て支援センター ●ところ

◆一時保育の案内◆

遠山保育所内かきのみ組で 1 歳以上就学前児童の 一時保育を行っております。急用等でお子さんの保育 に困った時、ママのリフレッシュの時などにご利用し て下さい。詳しくは子育て支援センターまでお問い合 わせください。

◆えほんとなかよし◆

図書センターからの移動図書館。いろいろな絵本に 触れ合う事ができますよ。

- き 4月8日(水) 午前10時30分~11時 **6**
- ●ところ 子育て支援センター

お申し込み・お問い合わせは、子育て支援センターまで 🕿 362-7731

さフ れ口 ン回 ま す 収 破 壊法 が 改正

行されます。 類法が改正され、平成27年4月から施 強化するため、平成25年6月にフロン 強となるフロン類の排出抑制を一層 |凍空調機器 (業務用のエアコンディフロン類が充填されている業務用

ショナー及び冷蔵機器並びに冷凍機冷凍空調機器(業務用のエアコンディ とを義務付ける内容となっています。 器)の所有者が、日頃の点検を行うこ

)業務用冷凍空調機器所 ザーの責任が増加 有者、 ュ 1

ます 簡易点検・定期点検が 義 務 化さ

ます れ 漏洩の 記録や報告が義務 化され

)業務用冷凍空調設備業者の役割が拡大 くなります。 フロン類を「充填」「回収」が出来な県知事登録を受けた業者以外は 付が義務化されます。 充填証明書」「 「回収証 明 書 0 交

お問い合わせは、環境生活課まで

*

募リ 集サ のイ お ク 3知らせ 団 体 の 登

参加をお待ちしております。推進が出来ます。ぜひ、みな教育や地域のコミュニティ みなさんのご ティづくり 0

お問い合わ せは、環境生活課まで **☎** (§) 7 4 5

4

*

就学援助制度について

ださい。 くか、七ヶ浜町ウェブサイトをご覧く 教育総務課までお問い合わせいただを町が助成する制度です。詳しくは、 援助要綱に該当される方が対象です)徒の保護者で援助を希望する方(町の に対して、学用品費、給食費等の一 の就学が困難と認められる児童経済的理由により、小学校、中学 9児童生 部

お問 い合わ せは、教育総務 7 4 4 0 が課まで

*



奨学資金の貸付につい 7

予年下浸

し奨学資金の貸し付けを行っていま済的理由により就学が困難な方に対学校、高等専門学校、大学に在籍し、経町では、学校教育法に規定する高等 イトをご覧ください。合わせいただくか、七ヶ浜町ウェ す。詳しくは、教育総務課までお問

お問 い合わ せは、教育総務課まで 7 4 4 0

*

上下水道使用開始は届け出

を

なった場合などは、事前に届け出が必し再び上下水道を使用できるように転居される時や、住宅をリフォーム 要です。

で連絡願います。 もありますので、事前に水道事業所 -水道使用料を納めていただく場合届け出を忘れてしまうと遡って上 ま

にご協力願います また、下水道施設に優し 11 使 用 方法

紙おむつ、衛生用品、水にとけな ものや食べ残しなどを下水道に 食器の汚れは紙などで拭き取り ティッシュペーパー等は、 さない工夫をしましょう。 もやせる 流油

ことで大きな効果につながります。 ゴミとして出しましょう。 小さなことでも、多くの人が行う

い合わ せは、水道事業所まで

· お問 **☎** 7 4 5 6

にしいい 下 7 ·水道』 震災復興工

の宅内装置を同時に撤去したいと考ていない上・下水道管やメーター等際に個人の土地に布設されて使用し つきましては、上・下水道管撤去 0

何卒、ご理解とご協力をお願いいたしら郵送にてお知らせいたしますので、 えています。 該当する方々には、 町水道 事業所か

役場代表番号 ☎357-2111 議会事務局 257-7435

防災対策室 25357-7437

復興推進課 ☎357-7439

復興整備課 ☎357-7455

教育総務課 ☎357-7440

務

財政課(財政係)

策

建設課(管理係)

(管財係)

課 257-7436

25 357-2115

25 357-7438

25 357-7441

(建設係) 2357-7442

課 2357-2117

公共機関等電話番号

産業課(水産商工係) **25**357-7443 (農政係) **25**357-7444 町民課(戸籍住民係) **25** 357-7445 **2**357-7446 (国保年金係) 地域包括支援センタ **23**357-7447 健康増進課信齢者福祉係 保健指導係) **25** 357-7448 地域福祉課 **25** 357-7449 会 計 課 **25** 357-7450 税務課(固定資産税係) **23**357-7451 (住民税係) **25** 357-7452

町税等徴収特別対策室 🕿 357-7453 環境生活課 357-7454 子育て支援センター 🅿 362-7731 給食センタ 水道事業所(上水道係) 🕿 357-7456 山保 育 (下水道係) 🅿 357-7457 (施設係) 🅿 357-7458 ひ 357-3302 生涯学習センタ 資料館☎ 中 365-556 七 浜 交 ヶ浜国 357-593 357-7890 防災無線確

アクアゆめクラブ **25** 357-7920 所 り広場 社会福祉協議会 シルバー人材センタ 番 **2357-2216** ヶ浜消防署 **23**349-6016

政

ご不明な点がありましたら、場合、新たに使用したい場~ 業所へご確認下さい。 新たに使用したい場合などで、 上・下水道を今後使用しな 町水道事 61

お 上 水道係 問 い合わせは、水道事業所 言で

\$\frac{7}{3}\frac{1}{3}\frac{7}{4}

下水道係



お工 願事 い前 し に文化 ます 財 の 確 認 を

方は、 かどうかの確認が事前に必要です。 状を変える工事を計町内で建物の新築や 内で建物の新築や建替え 特別名勝松島の指定地内である 計画地が埋蔵文化財(遺跡や貝 画されている たなどの

資料館へご相談ください。 ます。申請手続きには1か月以上要す ある場合は、 る場合もありますので、 続きや現地調査などが必要になり る場合は、事前に文化財関係の申請工事計画地がこれらの指定地内で お早めに歴史

曜休館 お問い合わせは 、歴史資料館まで **☎** 5 5 6 7



お問い合わせ

は、

代ヶ崎浜地区区

長

3

藤喜幸まで

(平成27 **5年3月~平成28年2月)** 1年度防火標語入選作品 火標語入選作品

とおり入選作品が決定いたしました。 があり、 部1291点、一般の部56点もの応募集いたしました防火標語は、小学生の 集いたしました防 の火災予防週間 厳正なる審査の結果、左記の の 一 環として募

平成27年度塩釜地 区統 防火標語

特選 火の始末 あ なたが消火の 責 任 者

検索してください。

東北ドック鉄工株式会社勤務 Ш 雅之 さん

組合消防本部を組合消防本部を 合消防本部予防課指導係までお問い合わせは、塩釜地区消費 塩釜地区消防事

1 6 $\frac{1}{7}$

付い のの おぼ 頭りと 大 漁 旗 の

民皆で一日を楽しんで過ごすイベンぼり」を掲げています。そして、地域住 ひ参加してください。 トも計画しています。町内の皆様 供の健全な成長のために、「こいの 民間のコミュニケーションそし 浜地区では、 地域 活 花 及び t ぜ 7

に眠っているこい 少なくなりました。そこで、 募集しています。 し、残ったものもだいぶ弱くなり こいのぼりと大漁旗は、 ぜひ、ご協力ください のぼりと大漁旗 津波で流 タンス等 数流出

姉妹都市締結25周年!! マス青少年訪問団

「アメリカ発祥の地」 プリマスと姉妹都市を 結んで25周年を迎えま した。プリマスの青少年 を「家族の一員」として 温かく迎えていただけ るホストファミリ を 募集しています。

外国から来る新しい

家族との交流は、毎日が国際交流の舞台となります。 日本文化を伝えながら、海外の文化を体験してみ てみま せんか。

- ●募集家庭 2家庭程度
- ●ホームステイ予定期間 7月下旬~8月上旬
- 4月1日 (水) ~4月30日 (木)
- 申込者多数の場合は、プリマスの青少年 とホストファミリー希望者とのプロフィール等を もとに、調整いたします。

去年プリマスを訪問した青少年たちは、プリマスの青少年と交流を深めるために英語の研修を始 めています。より楽しい交流になるよう、ぜひこ 参加ください。

申込方法 国際村で申込書と関係書類を配布して 申込期限まで、申込書と関係書類を国 際村に提出して下さい。(火曜日は除く)

お問い合わせは、七ヶ浜国際村まで **23**357-5931

住宅再建 の 支援事業 お知ら せ

I

住宅ローンに係る5年間の利子相当額る場合の負担を軽減するため、既存のたな住宅ローンを組んで住宅を再建す 災した住宅にローンを有する方が、新住していた住宅に被害を受け、その被県では、東日本大震災により自ら居 (上限50万円) 詳しくは、 東日本大震災により ウェブで宮城県住宅 を補助します。 課 を

課まで お問 い合わせは、 宮城県土木部住宅











*

職務室まで お問い合わせは、 多賀城駐屯地司令 あらかじめご了承ください。



とき 4 月 26 日 日 午 前 9 時

●**内容** 記念式典、各種訓練展示、装額 試乗、ふれあいコンサート、子供広額 試乗、ふれあいコンサート、子供広 場ほか (注意) 大きなで、

のご案内」「公共職業訓練受講生ポリテクセンター宮城 募 集

月)を実施しております。 早期再就職に向けた職業訓 練 6

名取実習場

募集訓練科名(定員)

電気・情報通信工事科 溶接施工科(15) 設備保全技術科(15 多賀城実習場 AD·NCオペレー -ション科(16 15

住宅建築工事科(15) 住宅リフォーム科(15 ビル設備サービス科(18

名取実習場 練期間(6か月) 12 月2日 火

訓

6月4日(木)~ 多賀城実習場 月25日(木)~12 月28日((月

受講料

無料

(テキスト代等は自己負担

一募集期間

名取実習場

3月25日(水)~4月22日

水

多賀城実習場

月20日(月)~5月20日(水

お問い合わせは、石川まで 8 0 8 0

度見 育のビ 頂ガ 点门 ズ駅伝大会で

ました。 ゲビガー だれた「少年野球駅伝大会」2月15日に仙台市陸上競技 ズが3度目の優勝を と果たし、現の関 小野を野が学球育球現





大木囲貝塚桜紀行2015を開催します

大木囲貝塚遺跡公園では、江戸彼岸や山桜、霞桜、大島桜などの桜の開花に合わせて、 板の設置や桜地図の配布、桜見学会などを行う「大木囲貝塚桜紀行」を開催いたします。特に 貝塚の奥にある早咲きの「だいぎ桜 (江戸彼岸)」は必見です。貝塚内が桜で彩られるこの機会 をお見逃しなく!



4月1日(水)~5月6日(水・振休) ●ところ 大木囲貝塚遺跡公園

(歴史資料館隣)

※貝塚内は自由に見学できます

※例年、見頃は4月上旬から中旬ですが、 事前に開花状況をお問い合わせの上、 お越しください。

関連イベント

桜見学会(1)・②

大木囲貝塚内に咲く野生種の桜の特徴を学びなが ら、貝塚内を散策します。

- 江戸彼岸を中心に見学 4月18日(土) 4月25日(土) 山桜、霞桜を中心に見学 両日共に午前10時~午前11時30分 参加無料雨天中止
- ●募集人数 各 20 名(先着順) ※小学1~3年生は保護者同伴 参加募集中! どちらか一日のみの参加も可能

- 八重桜の塩漬け講座

八重桜の解説と桜湯などに使う花の塩漬けを作り ます。

- 平成27年4月29日(水・祝) しとき 午前 10 時~午前 11 時 30 分
- **●募集人数** 20 名(先着順)

※小学1~3年生は保護者同伴 参加募集中!

お問い合せは、歴史資料館 ☎365-5567 月曜休館

3 汐

宮城

多賀城実習場 名取実習場 お問

訓練課まで

ポリテクセンター

職業安定所)を通じ申込み下さい 居住地を管轄するハローワーク

200 円

●参加費

決定した ま区 しの た郵 便番号が

知らせします。が左記のとおり 左記のとおり決定4月1日からの笹 しましたのでお山地区郵便番号

うなプログラムを行っています。暖ポーツの楽しさ」を肌で実感できるでめめクラブの教室では、特に「は運動やスポーツ教室を開催している。

動やスポーツ教室を開催していアクアゆめクラブでは毎週様々

特に「スピしていま

ーツの楽しさ」を肌で実感できるよ

くなった春に新しいチャレンジして

とは好きですか。町民のみなさん、からだを動かすこ

アクアゆめクラブ会員募集

お問い合わせは、 塩釜郵便局 3 1 4 4 まで



みませんか。

【実施種目】

(男子)・フットサル(女子)、野球、シング、太極拳、バドミントン、サッカー水泳(子ども・大人)、水中ウォーキ 各教室1回100円で体験もできま ニア運動教室、放課後子ども教室 ので、お気軽にお申込みください

(2町立小中学校・保育所・私立 18日現在まで、計895回測定。 ※平成23年6月30日から平成27年

幼

から平成27年

З

月

曜休館 8 お クラブ事務局まで 問 い合わせは、NP 〇法人アクア **5** 7 9 2 0

(3) 公園等

公園等については、37

か所

測定。

0

08マイクロ

月12日現在まで、計362回測定。

※平成23年6月

30

日

から平成

27

●測定月日

3 月 12

1日(火)

園(校庭・園庭)

天候

晴

n

月ゆ

住宅相 談会を開催 し ま す

落ち込みがち、人間関係で悩んでいるル、生活困窮、介護、眠れない、気分がめ、家庭内暴力、パワハラ、近隣トラブめ、家庭内暴力、リフォームトラブル、いじ

産売買、リフォームトラブル、いじ住宅ローン、抵当権、借金、離婚、不

巡回無料相談会の法テラス東松島

いお知らせてヶ浜町

*

木造住宅や地盤など、住まいに関ポートします。環境によく住みや ●とき ことをなんでもご相談ください ートします。環境によく住みやすい皆様の住宅再建を、地元目線でサ 毎月第2、4日曜日 わる

は、環境生活課まで

シーベルトの範囲 全て、毎時0.03~

詳

細の測定箇所・

測

定

数値に

つ

41

7

*

・お問い合わせは、環境生活課

味まで

イトをご覧ください。

ださい

一人で悩まず専門家へご相談く

とき

平成27年4月24

日

金

ところ 七ヶ浜町水道庁舎会議室午前10時~午後4時

弁護士

ところ

午前10時~午後3時30

分

(生涯学習センター

-敷地内)

* お 問 宅推進協議会まで い合わせは、 宮城県地域型復興 7 3 3

※相談担当者との個別面※相談料金は無料です。

談

に

な 1)

ま

日空きがあれば当日相談可能。※相談は事前予約の方が優先です。

当



で *

050-3383-0009

お

問

11

合わせは、

法テラス東松島ま

の放射能測定器を ています。

- ●対象者 七ヶ浜町民
- ▶測定品目 自家消費するため に栽培・採取したものに限り ます。(家庭菜園も可)なお、 販売品や販売目的のものは対 象外です。
- ●測定の予約 予約制で、環境 生活課に直接、または電話に て申し込み下さい。1回の申 し込みにつき、1品目の測定 になります。予約の測定が終 了次第、次の予約を受付けま
- ●測定料金 無料
- ※町が無料で実施する測定は簡 考値」です。
- ※測定結果はすべて公表させて いただきます。(個人情報は除く) ※持ち込みの際は、材料は1セン チ程度に細かく刻んで500g

お問い合わせは、環境生活課まで **23**357-7454

- す。
- 易測定のため、あくまでも「参

以上で多めに準備下さい。

か

測定月日	3月18日
天 候	晴
測定時間	午前 7時52分
測定結果 地上1m	0. 04
測定結果 地上0,5m	0. 04

測定月日	3月18日
天 候	晴
測定時間	午前 7時52分
測定結果 地上1m	0. 04
測定結果	0. 04

※		測定施設	測定時刻	測定	場所	高さ1m	高さ0.5m
最新	1	亦楽小学校	午前8時35分	校	庭	0. 04	0. 05
0	2	松ヶ浜小学校	午前9時35分	校	庭	0. 04	0. 04
数値	3	汐見小学校	午前11時20分	校	庭	0. 05	0. 05
に	4	七ヶ浜中学校	午前8時55分	校	庭	0. 05	0. 05
つい	5	向洋中学校	午前10時25分	校	庭	0. 04	0. 04
いて	6	遠山保育所	午後1時55分	遠	庭	0. 03	0. 04
は、	7	和光幼稚園	午前9時15分	遠	庭	0. 06	0. 06
町	8	松ヶ浜幼稚園	午前10時5分	遠	庭	0. 06	0. 06
ウ	9	遠山幼稚園	午前10時40分	遠	庭	0. 06	0. 06
エブ	10	汐見台幼稚園	午前10時55分	遠	庭	0. 06	0. 06
サ	11	第二柏幼稚園	午後1時10分	遠	庭	0. 05	0. 07

ヶ浜町における放射線量 等の

①空間放射線モニタリング状況 (1)役場駐車場 n



健康カレンダー

※お子さんの健康診査・健康相談・予防接種を受ける際には、必ず母子健康手帳をご持参下さい。



උき	行事名	ところ	受付時間	対象・内容
4/7	母子健康 手帳交付	母子健康センター	10:00~ 11:00	病院から妊婦届出書を発行されて いる方はお持ち下さい
8	よちよち 1歳児 健康相談	子育て支援 センター	9:45~ 10:00	H26.3.1~4.31 出生児
14	母子健康 手帳交付	母子健康センター	10:00~ 11:00	病院から妊婦届出書を発行されて いる方はお持ち下さい
15	子宮がん 検診	指定医療 機関		20歳以上の女性で申込者(~5/30)
15	3歳児 健康診査	母子健康センター	12:15~ 12:30	H23.10.1~10.30 出生児
16	1歳6か月児 健康診査	11	12:15~ 12:30	H25.9.1~10.16 出生児
21	BCG接種	//	11:30~ 11:45	H26.9.6~11.21 出生児
5/7	すくすく 2歳6か月児 健康相談	11	9:45~ 10:00	H24.11.1~12.31 出生児
12	母子健康 手帳交付	11	10:00~ 11:00	病院から妊婦届出書を発行されて いる方はお持ち下さい

老人福祉センター



利用者バス送迎



開館時間 午前9時~午後4時 入浴時間 午前10時~正午

※土・日・祝日と休館日は入浴できません。

休館日 月曜日 (祝日の場合は翌日休館)

持参する物 浴用タオル、昼食

4月から送迎バスのルート・時刻が変わりました

◆バス時刻表(休館日を除く火~金に送迎を行います)

火	曜日・木曜日		水曜日・金曜日
9:30	立花地区高台住宅団地入口	9:26	汐見台南2丁目ロータリー
9:34	東宮浜公民分館前	9:31	湊浜2丁目バス停
9:37	要害バス停	9:35	御殿崎バス停
9:41	新仙台湾鈴木診療所前	9:38	旧七ヶ浜農協前
9:44	遠山地区避難所前	9:45	花渕浜割山
9:48	汐見台3丁目バス停	9:48	花渕バス停
9:51	汐見台5丁目丁字路前	9:51	吉田浜消防ポンプ車置き場前
1.00.		- FV	

お問い合わせは、老人福祉センター「浜風」まで 25357-4976

飼えなくなった犬や猫の引取日

- ●と き 4月9日(木)、23日(木) 午前9時30分~午前11時
- ●ところ 塩釜保健所
- ●引取手数料

生後90日以内の犬・猫…1頭 400円 生後90日を超える犬・猫…1頭 2,000円

※お問い合わせは、塩釜保健所まで

2 363-5505









「七の市」を開催します。

新鮮な旬の食材を取り揃え、楽しいイベントと特設コーナーを設置し開催いたします。

●と き:4月26日(日) 8時~10時 ●ところ:七ヶ浜町役場前駐車場

お問合せは、七の市開催実行委員会事務局まで 多賀城・七ヶ浜商工会 七ヶ浜事務所 🕿 357-3912

休日の救急歯科 受付/午前9時~午後3時

4/5 歯科・アイザワデンタル

12 あべ歯科医院・丘の上の歯科医院

19 千葉歯科医院 26 城南歯科クリニック

29 郷家第三歯科医院

5/3 多賀城中央歯科医院

4 松島中央歯科医院 5 郷家歯科医院

6 鈴木歯科クリニック

多賀城市下馬5-5-30

利府町加瀬字野中沢125-1 塩釜市東玉川2-31

多賀城市城南1-19-22 塩釜市南町5-10

多賀城市八幡3-6-12 都ビル2F

松島町松島字陰ノ浜7-7 塩釜市本町10-3 多賀城市下馬1-5-20 **5** 361-8180

☎ 362−2822 **☎** 362−5253

☎ 389−2008 **☎** 362−4571

☎ 366−5503

☎ 353−2161 **☎** 362−2238

☎ 366−7415

3月1日現在の人口(前月比) ※外国人含む

世帯数 6, 446 (-3) 転入 57 男 9,647 (-7) 転出 65 6 女 9,767 (-9) 出生 19, 414 (-16) 死亡 14 計

町の面積 13. 27 km²

町木 クロマツ 町花 ハマギク

姉妹都市 アメリカ・マサチューセッツ州プリマス

友好の町 山形県朝日町

七ヶ浜町の旬の味覚をお届けします

~平成 27 年 4 月から「ふるさと納税制度」が新しく生まれ変わります~



七ヶ浜町では、町の知名度向上及び活性化に寄与することを 目的に平成27年4月1日から「ふるさと納税」を寄付した方(同 一年度 1 万円以上寄付の方) に、右記特産品を贈呈することと なりました。(1品選択)

この制度は納税者が生まれ育ったところに限らず、自分の意 思で寄附したいと思う都道府県・市区町村を選択し、寄附でき る制度です。「七ヶ浜町を応援してみたい」、「ふるさと七ヶ浜 町のために」という思いを、この「ふるさと納税」制度で生か してみませんか。

七ヶ浜産焼き海苔 ヶ浜産の海苔は、鹽 (JF 宮城七ヶ浜支所出品)

参加事業者募集中!!

七ヶ浜町の魅力が詰まった特産品を全国に発信し、町 のPR活動に協力していただける町内事業者を募集し ています。

詳しくは、町ウェブサイトをご覧ください

▶七ヶ浜産白米





お問い合わせは、政策課まちづくり推進係まで ☎357-2117

お得に買い物しよう!

「多賀城・七ヶ浜共通プレミアム付き商品券」発売のお知らせ

七ヶ浜町と多賀城市では、国の交付金を活用して経済効果を期待する「多賀城・七ヶ浜共通プ レミアム付き商品券」発行補助事業を実施いたします。1 セットを 5,000 円で購入すると 3 割増 の 6,500 円分買い物ができる、大変お得な商品券です。

5万セットの限定販売ですので、ぜひお早めにお買い求めください。



- ●販売期間 平成27年4月20日(月)~平成27年6月30日(火) ※売り切れ次第終了
- ●ご利用期間 平成 27 年 4 月 20 日(月)~平成 27 年 10 月 19 日(金)
- ●販売価格 1セット 5,000円
- 多賀城・七ヶ浜商工会 ●実施主体
- ●販売場所 市・町内の金融機関、農協、漁協、郵便局(簡易郵便局は除く)、 多賀城・七ヶ浜商工会
- ●注意 商品券は 1 セット当たり 500 円券 13 枚綴りですが、そのうち 3 枚分は地域商 店等の経済活性化のため、大規模小売店舗では使用できません。 また、1人5セットまで購入できます。

※詳しくは、4月中旬掲載の町ウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせは、多賀城・七ヶ浜商工会 七ヶ浜事務所 🕿 357-3912

住宅復興に関する個別相談は、随時受付しています

住宅の再建や防災集団移転促進事業など、住宅復興全般に関する個別相談は随時受付して います。お気軽にご相談ください。

- ■とき 午前9時~午後5時(土日祝日を除く) ■ところ 役場2階 復興推進課内(事前予約は不要です)
- ■電話による相談も受付しています(☎357-7439復興推進課)

